

償却資産の課税標準額に係る主な特例一覧

令和2年12月現在

特例対象資産・施設	適用条項(法＝地方税法)	取得時期等	適用期間	特例率	添付書類
ガス事業用資産	法第349条の3第2項	H29.4.1以降	取得後5年間	1/3	ガス事業法に規定する許可証(写)等
			その後5年間	2/3	
家庭的保育事業に供する資産	法第349条の3第27項	-	期限なし	1/3 (※)	認可を受けたことが分かる書類(写)等
居宅訪問型保育事業に供する資産	法第349条の3第28項	-	期限なし	1/3 (※)	認可を受けたことが分かる書類(写)等
事業所内保育事業に供する資産	法第349条の3第29項	-	期限なし	1/3 (※)	認可を受けたことが分かる書類(写)等
汚水・廃液処理施設	法附則第15条第2項第1号	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	1/2 (※)	特定施設設置(使用, 変更)届出書(写)等
大気汚染指定物質排出抑制施設 (中小企業者等に限定)	法附則第15条(旧)第2項第2号	H30.4.1～R2.3.31	期限なし	1/2 (※)	特定施設設置(使用, 変更)届出書(写)等
ごみ処理施設 (石綿無害化施設を除外)	法附則第15条第2項第2号	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	1/2	一般廃棄物処理施設設置許可証(写)及び事業許可証(写)等
一般廃棄物処理施設	法附則第15条第2項第3号	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	2/3	一般廃棄物処理施設設置許可証(写)及び事業許可証(写)等
産業廃棄物処理施設	法附則第15条第2項第4号イ	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	1/2 (廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物処理施設)	産業廃棄物処理施設設置許可証(写)及び事業許可証(写)等
	法附則第15条第2項第4号ロ			1/3 (上記以外の産業廃棄物処理施設)	
下水道除害施設	法附則第15条第2項第5号	R2.4.1～R4.3.31	期限なし	3/4 (※)	除害施設設置(変更)届出書(写)等
太陽光発電設備 (認定発電設備は対象外) (1,000キロワット未満のもの)	法附則第15条第30項第1号イ	R2.4.1～R4.3.31	取得後3年間	2/3 (※)	国の認定通知書(写)等
太陽光発電設備 (認定発電設備は対象外) (1,000キロワット以上のもの)	法附則第15条第30項第2号イ	R2.4.1～R4.3.31	取得後3年間	3/4 (※)	
風力発電設備 (認定発電設備のみ対象) (20キロワット未満のもの)	法附則第15条第30項第2号ロ	R2.4.1～R4.3.31	取得後3年間	3/4 (※)	国の認定通知書(写)等
風力発電設備 (認定発電設備のみ対象) (20キロワット以上のもの)	法附則第15条第30項第1号ロ	R2.4.1～R4.3.31	取得後3年間	2/3 (※)	
水力発電設備 (認定発電設備のみ対象) (5,000キロワット未満のもの)	法附則第15条(旧)第33項第3号イ	H30.4.1～R2.3.31	取得後3年間	1/2 (※)	国の認定通知書(写)等
水力発電設備 (認定発電設備のみ対象) (5,000キロワット以上のもの)	法附則第15条(旧)第33項第1号ハ	H30.4.1～R2.3.31	取得後3年間	2/3 (※)	
水力発電設備 (認定発電設備のみ対象) (5,000キロワット未満のもの)	法附則第15条第30項第3号イ	R2.4.1～R4.3.31	取得後3年間	1/2 (※)	国の認定通知書(写)等
水力発電設備 (認定発電設備のみ対象) (5,000キロワット以上のもの)	法附則第15条第30項第2号ハ	R2.4.1～R4.3.31	取得後3年間	3/4 (※)	
地熱発電設備 (認定発電設備のみ対象) (1,000キロワット未満のもの)	法附則第15条第30項第1号ハ	R2.4.1～R4.3.31	取得後3年間	2/3 (※)	国の認定通知書(写)等
地熱発電設備 (認定発電設備のみ対象) (1,000キロワット以上のもの)	法附則第15条第30項第3号ロ	R2.4.1～R4.3.31	取得後3年間	1/2 (※)	

特例対象資産・施設	適用条項(法＝地方税法)	取得時期等	適用期間	特例率	添付書類
バイオマス発電設備 (認定発電設備のみ対象) (10,000キロワット未満のもの)	法附則第15条第30項第3号ハ	R2.4.1～R4.3.31	取得後3年間	1/2 (※)	国の認定通知書(写)等
バイオマス発電設備 (認定発電設備のみ対象) (10,000キロワット以上 20,000キロワット未満のもの)	法附則第15条第30項第1号ニ	R2.4.1～R4.3.31	取得後3年間	2/3 (※)	
企業主導型保育事業施設 (運営費に係る国の補助を受けた施設に限る)	法附則第15条第38項	H29.4.1～R3.3.31	取得後5年間	1/3 (※)	企業主導型保育事業費の運営費に係る補助を受けたことが確認できる書類(写)特定事業所内保育事業の用に供していることが確認できる書類(写)
中小事業者等が取得した先端設備等 (※①)	法附則第15条第41項 法附則第62条(令和3年1月1日以降は同附則第64条)	H30.6.6～R3.3.31	取得後3年間	零(ゼロ) (※)	計画の申請書及び認定書(写)並びに工業会等による仕様等証明書(写)等
中小事業者等が所有している償却資産	法附則第61条(令和3年1月1日以降は同附則第63条)	-	令和3年度に限る	零(ゼロ)又は1/2	特例措置に関する申告書及び収入減少を証する書類等 (※②)

(※)

わがまち特例 (地域決定型地方税制特例措置)
制度の詳細につきましては、[わがまち特例 \(地域決定型地方税制特例措置\) 一覧](#)のページをご参照ください。

(※①)

新型コロナウイルス感染症等の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、事業用家屋及び構築物が新たに適用対象資産に追加されました。(事業用家屋の都市計画税への適用はありません。)

特例適用の詳細につきましては[生産性向上特別措置法に基づく固定資産税\(償却資産\)の特例措置](#)のページを参照ください。

(※②)

この特例(軽減)制度の申告期間については、令和3年1月4日(月)から令和3年2月1日(月)に限られます。期間を過ぎてしまった場合、軽減措置を受けることができなくなりますので、お早めに御申告いただきますようお願いいたします。

特例措置に関する申告書は、鈴鹿市ホームページからダウンロードすることができます。

☆その他、課税標準の特例が適用される資産については、資産税課へお問い合わせください。